

鹿沼市立西小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等の基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。〔いじめ防止対策推進法2条1項より〕

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを調査において判断する際は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動、習い事やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものでなくとも、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたりすることなどを意味する。

(注5) 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童等の感じる被害性に着目して見極める。

(2) 西小学校としての基本理念

いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であると認識する。

そして、いかなる理由によっても「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめ側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成させるなど、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

そのためにも、学校は、充実した学級経営を軸に、日頃から全教職員が個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、どの学校や学級にもいじめは発生し得るという危機意識をもち、児童指導の充実を図り、児童が楽しく生き生きとした学校生活を送れるように努める。

2. 校内いじめ防止対策委員会

いじめが起らない学校づくりに向け、様々な教育活動を通じた未然防止・早期発見対策を行うため、「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめが発生した際には、随時開催し、解決に向け組織的に対応する。

(1) 委員の構成

- ・校長・教頭・教務主任・児童指導主任・当該児童の担任・教育相談担当
(人権教育担当・スクールカウンセラー等)
- ・なお、必要に応じて、当該事案に関係の深い教職員を追加したり、外部専門家から助言を得たりするなど、機動的に運用できるようにする。

(2) 未然防止のための対策

学校・教職員の具体的な取組

- ① いじめ及び要配慮児童への支援方針に関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ② 児童の思いやりの心や規範意識を高めるため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 教職員は、児童一人一人に居がい感や自己有用感を与えるため、公正公平に関わるとともに、日頃から人権教育における基底的な指導を行う。
- ④ 児童一人一人が主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気、規律を重んじた学級経営を目指す。
- ⑤ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析及び共有を行う。
- ⑥ 児童に対し、インターネットの利便性や危険性について十分に理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。また、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるように啓発に努める。

本委員会の具体的な取組

- ① いじめの未然防止に向けた全体指導計画の作成
- ② 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ③ 校内研修会の実施(年1回以上)
- ④ 要配慮児童への支援方針の検討
- ⑤ いじめに関する意識調査(学校生活アンケートを6月・10月・2月の3回実施)、集団を把握するための調査(5月・11月の2回実施)及び結果の分析及び共有
- ⑥ 校内体制の点検及び点検に基づいた改善(学校評価と併せて実施)

(3) 早期発見について

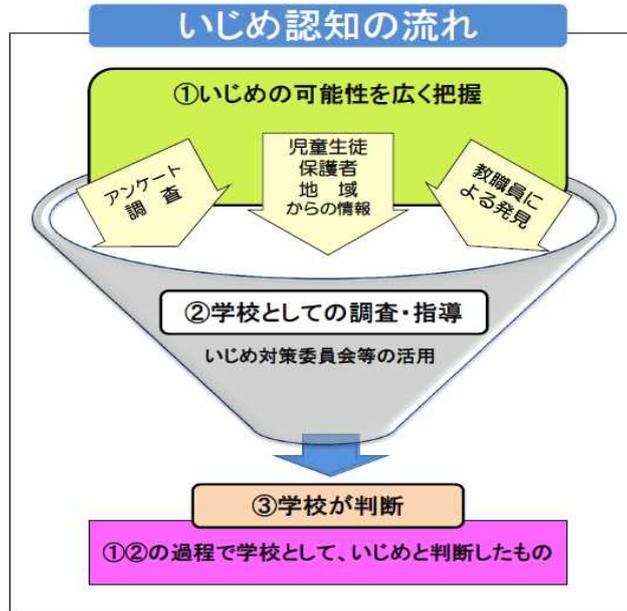
学校は、定期的な調査や相談はもとより、常時の観察や相談により、いじめの早期発見に最大限の注意を払う。その上で、本委員会は以下のことに取り組む。

- ① いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析及び共有
(Q-Uに関する職員研修を2回、学校生活アンケートを6月・10月・2月の年3回実施する)
- ② 情報交換による児童の状況の共有(月1回以上)

(4) いじめ認知時の対応について【随時開催】

- ① 事実関係の把握【図1参照】
ア アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。

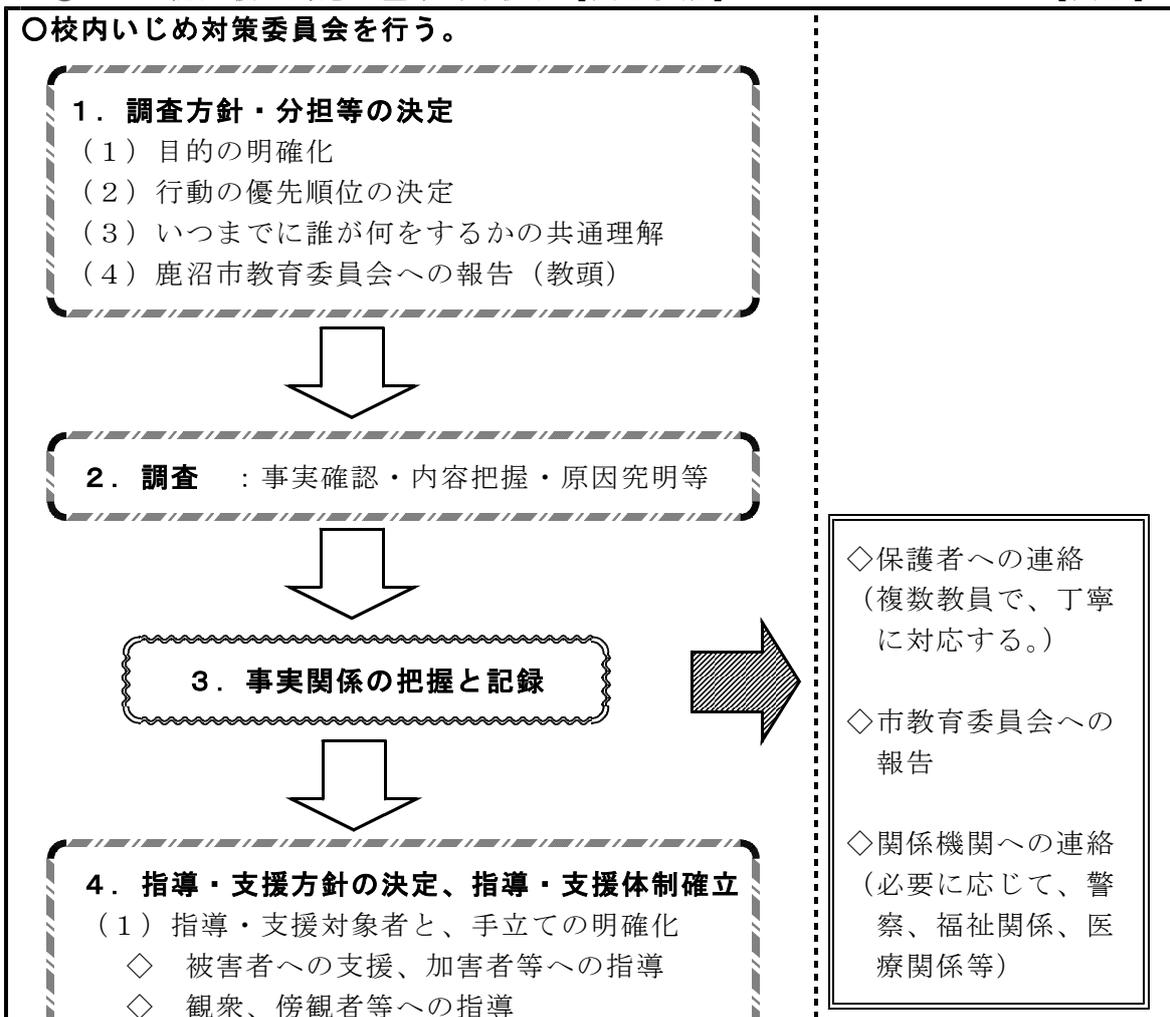
イ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

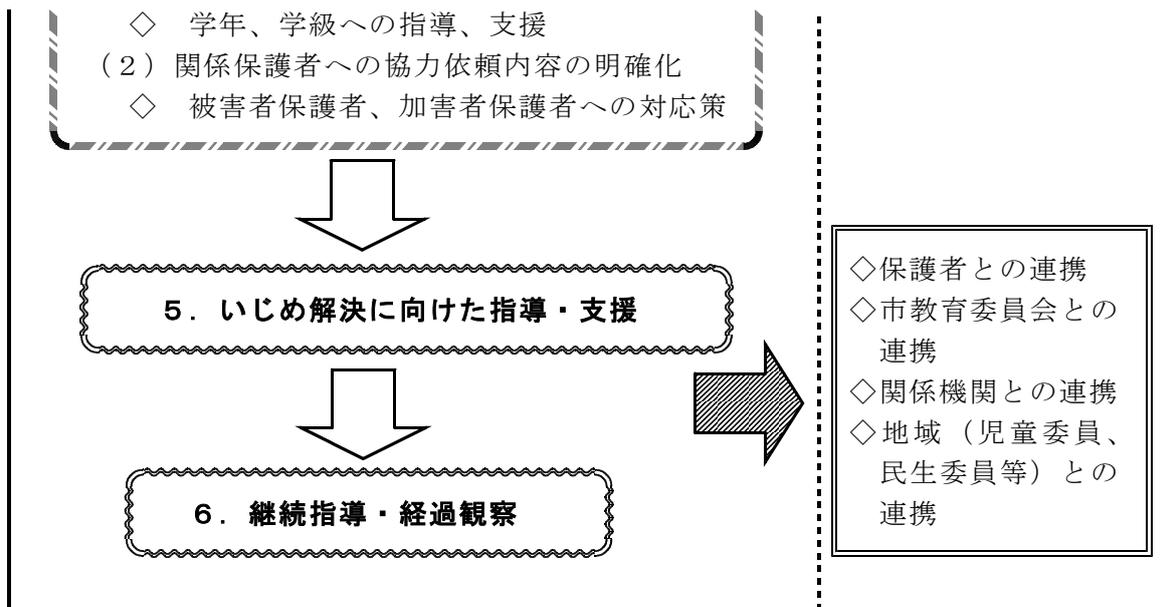


【図 1】

②いじめ認知後の対応の基本的な流れ【図 2 参照】

【図 2】





*市教育委員会には、特に以下の状況が発生した場合、速やかに報告する。

- ・ いじめ防止対策推進法28条第1項に定められた重大事態に該当する事案
- ・ 本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがある事案
- ・ 重大事態に発展する恐れがある事案
- ・ 外部機関が介入した事案

※児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

3. 西小学校の具体的な取組

(1) いじめの予防について

※「いじめ」の理解と対応（H24.12 県教委）・「いじめ対応ハンドブック」（H31.3 県教委）を基に

① 学業指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、児童が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 道徳の時間を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

（年間1回は、全学級、保護者に授業の公開を行う。）

イ 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集（H25.3 県教委）を活用する。

③ 特別活動の充実

ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、話し合い活動の充実を図り人

間関係を築く力を育てる。

(自分の思いを伝える力・異なる意見を受け入れる心の育成)

イ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。(自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実)

ウ 望ましい人間関係づくりに関する学級活動や異年齢集団による「なかよし班」活動を効果的に取り入れ、児童が他の人を認めて励ましたり、自分のよさに気づいたりできるようにする。

④ 教育相談の充実

ア 日常の観察、個人面談、アンケート調査等によって児童理解の深化を目指し、教職員と児童が信頼に基づく人間関係を築き、維持しながら、児童や保護者の望ましいあり方について助言していく。

イ 教育相談担当者等を中心とした教育相談体制の充実を図るため、教職員間の日常的な情報共有を基盤に置く。その上で、具体的な支援の方向性を協議したり、事例について検討したりする会合や校内研修を実施する。

ウ 必要に応じて、外部の関係専門機関と連携する。

⑤ 人権教育の充実

ア 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

イ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

ウ 「いじめをさせない」という人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑥ 特別支援教育の充実

ア 互いのよさを認め合う等、児童の安心感を高められるような学級集団づくりと、分かる授業づくりに努める。

イ 特別委員会での指導内容や方法の検証などをもとに、教職員の共通理解を図り、学校全体が組織として一体となって指導の充実に努める。

ウ 特別支援教育コーディネーターを中心に、保護者や関係機関と連携・協力する。

⑦ 保護者・地域との連携

ア 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。

イ 個人懇談や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

ウ 学校、家庭、東大芦地区青少年育成市民会議等といじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定できるよう尽力する。

エ 学年PTAや学級懇談・個人懇談等を活用し、いじめ問題を取り上げる場面を設けるなど、機会を捉えて啓発、協力を働きかける。

⑧ 情報モラル教育の実践

ア 道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。

- イ 「情報モラル育成資料集」(H23.2 県教委)、「ネットトラブル事例とその予防」(H28.7 県教委)の活用を図る。
- ウ 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について留意する。
- ・ インターネット上に個人情報をむやみに掲載しない。
 - ・ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない。
 - ・ 有害サイトにアクセスさせない。
- エ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。(啓発資料の配付や研修会の実施等)

⑨ **教職員の意識の高揚及び指導力の向上**

- ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- イ 「いじめ対応ハンドブック」(H31.3 県教委)「いじめ」の理解と対応(H24.12 県教委)P48～51の「いじめの点検票」を活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

(2) **いじめの早期発見について** ※「いじめ」の理解と対応(H24.12 県教委)・「いじめ対応ハンドブック」(H31.3 県教委)を基に

① **児童の見守り・信頼関係の構築**

- ア 児童の些細な変化に気づけるよう、日常の観察と教職員間の情報交換に努める。
- イ 児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。

② **情報交換による共有**

- ア 毎週1回のブロック会や月1回の校内いじめ対策委員会を実施し、気になる児童や指導・支援を要する児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- イ スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。
- ウ SSWを有効活用し、気になる指導や支援を要する児童の情報を共有できる体制を整える。

③ **アンケートの実施**

- ア 児童が安心して申告できるように工夫された「いじめの実態を把握するための調査」(学校生活アンケート)を定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てる。

④ **教育相談の充実**

- ア 教育相談期間を年2回(6月、10月)設定する。
- イ 校内に相談ポストを置き児童が活用できるようにする。
- ウ 児童の様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- エ 学校における教育相談について、保護者の理解を得るとともに、保護者の悩みにも応えるよう努める。

⑤ **家庭との連携**

- ア 保護者には、家庭での児童の些細な変化について、気軽に学校に連絡してもらうようお願いし、学校と家庭が連携して速やかに対応できるようにする。
- イ 学校だより、学年だより等による啓発や、家庭への連絡等、日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) 「いじめ」発生時の対応と措置

① **いじめ防止対策委員会による調査**

- ア いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- イ その際、必要に応じて市および県教育委員会に応援を要請するなど、外部の関係専門機関とも連携をとる。

② **保護者への連絡**

- ア いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を連絡し、いじめの事案に係る情報を関係者間で共有する。
- イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ **いじめを受けた児童及び保護者への支援**

- ア いじめを受けた児童と保護者に対しては、徹底的に児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ウ いじめを解決する方法については、いじめを受けた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ **いじめを行った児童への指導及び保護者への助言**

- ア いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されないこと」を理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを行わないよう、継続的に指導する。
- ウ いじめを行った児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ **いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への指導、支援**

- ア いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を徹底させるようにする。
- イ いじめを黙認したり、はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを理解させ、やめるよう指導する。
- ウ いじめを止めさせることが難しくても、誰かに知らせる勇気をもてるよう指導する。

⑥ **「ネットいじめ」への対応**

ア ネットいじめを発見した（知った）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を管理者に求める。

イ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

⑦ **警察との連携**

ア 当該いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4. **重大事態への対応について**

(1) 学校が、いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当する重大事態と判断した場合は以下のとおり対応する。

① 市教育委員会に報告（速報）するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

② 当該いじめの対処及び事実関係を明確にする調査については、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、市教育委員会と連携し、必要な指導や人的措置を含めた支援を受けながら、学校組織を挙げて行う。

③ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。その際、対象となる児童等への心理的な負担を考慮する。

④ 当該児童及びその保護者の意向や心理的な負担等を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

⑤ いじめ防止対策委員会を中心として、学校としての再発防止策を速やかにまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

参考資料

- ・ 生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (H25.12国立教育政策研究所)
- ・ 「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について(パワーポイント資料) (H25.10文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針(国の方針) (H25.10.11文部科学大臣)
- ・ 「いじめ」の理解と対応 (H24.12栃木県教育委員会)
- ・ 情報モラル育成資料集 (H23.2栃木県教育委員会)
- ・ ネットトラブル事例とその予防 (H28.7栃木県教育委員会)
- ・ 「いじめ対応ハンドブック」～いじめ防止対策推進法等対応版～ (H31.3栃木県教育委員会)

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力